

新型コロナウイルス感染症に関する 歯科医療機関の対応策

1. 感染に関する対応策

- 1) 感染予防対策
- 2) 院長または従業員に感染を疑う症状がある場合
- 3) 院長または従業員の感染が判明した場合
- 4) 感染した患者を診察した場合
- 5) 感染を疑う患者が来院した場合

2. 経営に関する対応策

- 1) 感染の流行により経営状況が悪化した場合
- 2) 感染の疑いにより**従業員**が職務を休止した場合
- 3) **感染が判明**したために一定期間閉院した場合
- 4) **感染予防**のために一定期間閉院した場合
- 5) 小学校等の休校により**従業員**に有給休暇を取得させた場合

1. 感染に関する対応策

1) 感染予防対策等

国立感染症研究所

「新型コロナウイルス感染症に対する感染管理
(2020年4月7日改訂版)」

<https://www.niid.go.jp/niid/images/epi/corona/2019nCoV-01-200407.pdf>



厚生労働省 (2020年4月7日)

「新型コロナウイルスに関するQ&A
(医療機関・検査機関の方向け)」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00004.html



厚生労働省 (2020年4月6日)

「歯科医療機関における新型コロナウイルスの感染拡大
防止のための院内感染対策について」

<https://www.mhlw.go.jp/content/000620324.pdf>



厚生労働省 (2020年4月7日)

「医療機関における新型コロナウイルス感染症への
対応について (その3)」

<https://www.mhlw.go.jp/content/000620705.pdf>



2) 院長または従業員に感染を疑う症状がある場合

- ・各職務は休止し、自宅にて健康観察を行う。
- ・かかりつけ医受診の際にはまず電話相談し、指示を仰ぐ。
- ・風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続く場合、強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合には、保健所などに設置される「帰国者・接触者相談センター」に問い合わせる。

厚生労働省 帰国者・接触者相談センターページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-kikokusyasessyokusya.html



3) 院長または従業員の感染が判明した場合

- ・所轄の保健所へ報告し、保健所の指示に従う。

- ・従業員、濃厚接触者の感染の有無の確認
- ・診療所の休診（濃厚接触者の感染可能性を判定するため、概ね2週間程度？）
- ・診療所の消毒

- ・広島県歯科医師会事務局へ報告する。

広島県医師会 「最寄りの保健所」

http://www.hiroshima.med.or.jp/important/coronavirus2020/20200401_p2.pdf



広島県歯科医師会

TEL : 082-263-8020

4) 診察した患者の感染が判明した場合

↑ 感染経路の追跡により保健所や行政等から連絡あり

- ・保健所の指示に従う。

- ・ 院長、従業員、患者等濃厚接触者の感染の有無の確認

※院長、従業員がマスクおよびゴーグル（フェイスシールド）、手袋を装着していた場合には、濃厚接触者とはならない可能性が高い。

- ・ 診療所の休診は院長の判断による（休診の規定なし）

※安全のためには2週間程度の休診が望ましい。

- ・ 診療所の消毒

- ・ 広島県歯科医師会事務局へ報告する。

5) 感染を疑う患者が来院した場合

- ・ 対応について診療室入り口や待合室に予め掲示し、院内でも周知徹底しておく。
- ・ 手指消毒用アルコール等を設置し、患者に使用を促す。
- ・ 予約や相談などは電話対応に留め、「帰国者・接触者相談センター」や適切な医療機関に誘導する。
- ・ 直接来院した場合は院内での対応を極力避け、院外で対応する。
- ・ 消毒作業を徹底する。
- ・ 患者が発熱や上気道感染症状を有しているということのみを理由に当該患者の診療を拒否することは、応召義務違反となる可能性があるため、歯科診療の前に内科もしくは「帰国者・接触者相談センター」に誘導する。

2. 経営に関する対応策

経済産業省

「新型コロナウイルス感染症関連」 「経済産業省の支援策」

<https://www.meti.go.jp/covid-19/index.html>



経済産業省

「新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ」

<https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/pamphlet.pdf>



厚生労働省（2020年4月10日）

「新型コロナウイルスに関するQ&A（企業の方向け）」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00007.html#Q3-1



1) 感染の流行により経営状況が悪化した場合

【資金繰り支援融資】

- ・ 日本政策金融公庫 参考資料 1

「新型コロナウイルス感染症特別貸付」

〔「特別利子補給制度」の併用による
実質的な無利子・無担保融資〕

https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/covid_19_m.html



- ・ 独立行政法人福祉医療機構 参考資料 2

新型コロナウイルス感染によって事業停止などになった医療関係施設に対し、優遇融資を実施。長期運転資金の貸し付け利率の引き下げ実施、既往貸付の返済猶予の相談に対応。

https://www.wam.go.jp/hp/wp-content/uploads/iryoo_corona_chirashi.pdf



【給付金】

・ 持続化給付金（緊急経済対策） 参考資料 3

4月7日に閣議決定された「緊急経済対策」において盛り込まれた、中小企業200万円、個人事業主100万円の現金給付策。特に厳しい状況にある事業者に対して、事業の継続を支え、再起の糧となる事業全般に広く使える給付金を支給するもの。

現在、制度の具体的な内容や条件について検討されており、詳細が決まり次第公表される。

経済産業省

「持続化給付金に関するよくあるお問合せ」

<https://www.meti.go.jp/covid-19/jizokuka-qa.html>



【税・社会保険・公共料金等の支払い猶予】

日本経済新聞

「新型コロナで支払い猶予 税・スマホ・公共料金など」

<https://www.nikkei.com/article/DGXMZO57629070T00C20A4PPE000/>



厚生労働省

「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料（税）の減免に対する財政支援について」

<https://www.mhlw.go.jp/content/000620361.pdf>



国税庁

「新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方には猶予制度があります」

https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/kansensho/pdf/0020003-044_02.pdf



2) 感染の疑いにより従業員が職務を休止した場合

- ・新型コロナウイルスかどうか分からない時点で発熱などの症状があるため従業員が自主的に休む場合は、通常の病欠と同様に取り扱う。
- ・一方、例えば「熱が37.5度以上あること」など一定の症状があることのみをもって一律に従業員を休ませる措置をとる場合のように、雇用主の自主的な判断で休業させる場合は、一般的には「使用者の責に帰すべき事由による休業」に当てはまり、休業手当（平均賃金の100分の60以上）を支払う必要がある。

3) 感染が判明したために一定期間閉院した場合

- ・雇用調整助成金の特例措置

経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、雇用の維持を図るための休業手当に要した費用を助成する制度。

感染拡大防止のため、4月1日～6月30日の緊急対応期間中は、全国で全ての業種の事業主を対象に雇用調整助成金の特例措置を実施。

新型コロナウイルス感染症にかかる雇用調整助成金の特例措置の拡大	
雇用調整助成金	経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、雇用の維持を図るための休業手当に要した費用を助成する制度
特例以外の場合の雇用調整助成金	新型コロナウイルス感染症特例措置 緊急対応期間 (4月1日から6月30日まで) 感染拡大防止のため、この期間中は、全国で以下の特例措置を実施
経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主	新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主（全業種）
生産指標要件 3か月10%以上低下	生産指標要件を緩和 (1か月5%以上低下)
被保険者が対象	雇用保険被保険者でない労働者の休業も助成金の対象に含める
助成率 2/3(中小)、1/2(大企業)	4/5(中小)、2/3(大企業) (解雇等を行わない場合は9/10(中小)、3/4(大企業))
計画届は事前提出	計画届の事後提出を認める(1月24日～6月30日まで)
1年のクーリング期間が必要	クーリング期間を撤廃
6か月以上の被保険者期間が必要	被保険者期間要件を撤廃
支給限度日数 1年100日、3年150日	同左 + 上記対象期間
短時間一斉休業のみ 休業規模要件 1/20(中小)、1/15(大企業)	短時間休業の要件を緩和 併せて、休業規模要件を緩和(1/40(中小)、1/30(大企業))
残業相殺	残業相殺を停止
教育訓練が必要な被保険者に対する教育訓練 助成率2/3(中小)、1/2(大企業) 加算額1,200円	4/5(中小)、2/3(大企業) (解雇等を行わない場合9/10(中小)、3/4(大企業)) 加算額 2,400円(中小)、1,800円(大企業)



雇用調整助成金に関する主な問い合わせ先一覧

<https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/koyojyoseimadoguchi.pdf>

①院長の感染が判明して一定期間閉院した場合

- ・ 所得補償保険（広島富士見株式会社）
- ・ 短期所得補償保険（広島富士見株式会社）

⇒ 院長が感染したときのみ支払われる。疑いであつたり、スタッフが陽性で医院を休診する場合は含まれない。

- ・ 広島県歯科医師会団体医師賠償責任保険（損害保険ジャパン日本興亜株式会社）

⇒ 患者に対して医療上の過失によって障害をもたらした場合の賠償保険なので、新型コロナウイルス感染症に関して支払われることはない。

②従業員の感染が判明して一定期間閉院した場合

- ・ 労災保険

仕事中に新型コロナウイルスに感染したのであれば、治療費を労災保険から全額支給してもらい、仕事を休んでいる期間の給料の8割を補償してもらうことができる。

厚生労働省 「労災保険給付の概要」

<https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/rousai/040325-12.html>



4) **感染予防**のために一定期間閉院した場合

- ・ 雇用調整助成金の特例措置

新型コロナでの医療機関の自主休業、「雇用調整助成金の対象」厚生労働省の達谷窟庸野高齡・障害者雇用開発審議官は3月19日の参院厚生労働委員会で、医療機関が新型コロナウイルス感染症に伴い自主的に休業した場合には、雇用調整助成金に係る特例措置の対象となると説明した。

5) 小学校等の休校により**従業員**に有給休暇を取得させた場合

- ・ 小学校等の臨時休業に伴う保護者の休暇取得支援のための助成金

厚生労働省

「小学校等の臨時休業に伴う保護者の休暇取得支援のための新たな助成金を創設」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07_00002.html



新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況により、今後の対策・支援についても追加変更等が予想されます。最新情報の確認をお願いします。また、融資・給付金・助成金などについては条件があります。詳細については各HPからご確認ください。

「新型コロナウイルス感染症特別貸付」と「特別利子補給制度」の併用による実質的な無利子化融資のご案内

- 実質的な無利子化融資とは、公庫の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」の融資を受けた後、ご返済いただいた利子について、公庫以外の実施機関から利子補給を受けることで、お客さまのご負担される利子が実質的に無利子になるというものです。
- 「新型コロナウイルス感染症特別貸付」、公庫以外の実施機関が行う「特別利子補給制度」の、各々の要件を満たしていただく必要があります。

【国民生活事業】新型コロナウイルス感染症特別貸付（注1・2）		特別利子補給制度（注1・2）									
詳細検討中											
ご利用 いただける方	<p>新型コロナウイルス感染症の影響を受けて一時的な業況悪化を来し、次のいずれかの要件に該当する方であって、中長期的に業況が回復し発展が見込まれる方</p> <p>(1) 最近1カ月の売上高が、前年または前々年の同期と比較して、5%以上減少</p> <p>(2) 業歴が3か月以上1年1か月未満の場合等は、最近1カ月の売上高が、次のいずれかと比較して、5%以上減少</p> <p>① 過去3か月（最近1か月含む。）の平均売上高 ② 令和元年12月の売上高 ③ 令和元年10～12月の平均売上高</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響に伴う社会的要因等により必要とする設備資金および運転資金</p>	<p>左記の新型コロナウイルス感染症特別貸付を受けている方であって、次のいずれかの要件に該当する方</p> <table border="1"> <tr> <td>個人</td> <td>要件無し</td> <td>中小企業者</td> <td>売上高▲20%以上</td> </tr> <tr> <td>法人</td> <td>売上高▲15%以上</td> <td>売上高▲20%以上</td> <td></td> </tr> </table> <p>(※1) 小規模事業者とは、卸・小売業、サービス業は「常時使用する従業員（*）が5名以下の企業」、それ以外の業種は「同20名以下の企業」をいう。中小企業者とは、この他の中小企業をいう。 (*）労働基準法上における「予め解雇予告を必要とする者」</p> <p>(※2) 売上高要件の比較は、左記貸付で確認する最近1カ月に加え、その後2か月も含めた3か月間のうちのいずれかの1か月で比較。</p>	個人	要件無し	中小企業者	売上高▲20%以上	法人	売上高▲15%以上	売上高▲20%以上		ご利用 いただける方
個人	要件無し	中小企業者	売上高▲20%以上								
法人	売上高▲15%以上	売上高▲20%以上									
資金の お使用みち	別枠 6,000万円	-	-								
融資限度額	別枠 6,000万円	左記の融資限度額のうち、3,000万円以下の部分	補給限度額								
ご返済期間 <据置期間>	設備資金：20年以内<うち5年以内> 運転資金：15年以内<うち5年以内>	当初3年間	補給期間								
利率（年） （注3）	3,000万円以下 当初3年間：基準（災害）-0.9% 3年経過後：基準（災害）	左記の3,000万円以下の部分にかかる「基準（災害）-0.9%」の利子（支払利息）（※）	補給率 （注4）								
担保	3,000万円超 基準（災害）	(※) 一旦公庫にご返済後、支払済み利子額を実施機関から補給	-								
実施機関	無担保 日本政策金融公庫（国民生活事業）	政府の指定する実施機関	実施機関								

(注1) 経済産業省パンフレット「新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ」（令和2年3月13日・20:00版）より作成し、経済産業省において監修

(注2) 令和2年1月29日以降にご利用いただいたセーフティネット貸付等のご融資も、特別貸付等の要件に該当する場合は適及適用が可能

(注3・4) 令和2年3月17日時点での適用例（運転資金1,500万円・5年返済の場合）
 [3,000万円以下の部分]当初3年間：0.46%、3年経過後：1.36%

↑ この部分の支払済み利子額を後日実施機関から補給し、実質的に無利子化

※生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付も同様の取扱いです。



～新型コロナウイルス感染症の影響を受けた医療関係施設の皆さまへ～

融資限度額の引き上げ、無担保・無利子での長期運転資金の融資を行っています

新型コロナウイルス感染によって事業停止などになった医療関係施設に対し、優遇融資を実施しています。長期運転資金の貸し付け利率の引き下げ実施、既往貸付の返済猶予の相談に対応しています。

【融資を利用できる具体例】

- ・施設利用者や従業員の方が新型コロナウイルスに感染したため、やむなく営業を停止した場合
- ・施設利用者や従業員の方が新型コロナウイルスに感染したことに伴い、事業運営を縮小した場合
- ・新型コロナウイルス感染症の防止のため、自治体などからの要請を受けて、休業した場合

【①新規貸付】

主な融資条件	病院	老健・介護医療院	診療所・助産所 医療従事者養成施設 指定訪問看護事業
償還期間 (据置期間：元金の 返済猶予期間)	10年以内 (5年以内)		
貸付利率※	当初5年間 1億円まで無利子 1億円超の部分は0.2% 6年目以降 0.2%		
限度額 (無担保貸付)	7.2億円 (3億円)	1億円 (1億円)	4,000万円 (4,000万円)

※貸付利率は令和2年4月1日現在のものです。

※利率は、融資実行(金銭消費貸借契約締結)時の利率を適用します。

●ご融資には保証人(保証人不要制度あり)が必要です。

※保証人不要制度(0.15%の利率を上乗せ)をご利用できます。

また、所定の審査があり、ご希望に沿えない場合があります。

【②既往貸付】

当面6か月間の元金のお支払いについて、返済猶予のご相談に応じます。

●その他詳しい条件や融資のご相談については、下記連絡先までお問い合わせください。

お問い合わせ

新規
貸付

●開設地が東日本(北海道～三重県)：東京本部

福祉医療貸付部 TEL 03-3438-9940

医療審査課 FAX 03-3438-0659

●開設地が西日本(福井県～鹿児島県)：大阪支店

大阪支店 TEL 06-6252-0219

医療審査課 FAX 06-6252-0240

既往
貸付

東京本部 顧客業務部 顧客業務課

TEL 03-3438-9939 FAX 03-3438-0248

独立行政法人 福祉医療機構ホームページアドレス <https://www.wam.go.jp/hp>

持続化給付金

に関するお知らせ

持続化給付金とは？

感染症拡大により、特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を下支えし、再起の糧としていただくため、**事業全般に広く使える給付金**を支給します。

給付額

法人は**200万円**、個人事業者は**100万円**

※ただし、昨年1年間の売上からの減少分を上限とします。

■売上減少分の計算方法

前年の総売上（事業収入）－（前年同月比▲50%月の売上げ×12ヶ月）

※上記を基本としつつ、昨年創業した方などに合った対応も引き続き検討しています。

支給対象

- ◆ 新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が**前年同月比で50%以上減少**している者。
- ◆ 資本金10億円以上の大企業を除き、**中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者**を広く対象とします。

また、**医療法人、農業法人、NPO法人、社会福祉法人など、会社以外の法人**についても幅広く対象となります。

相談ダイヤル

中小企業 金融・給付金相談窓口

0570-783183（平日・休日9:00～17:00）